## (老人福祉法施行規則の一部改正)

第十八条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

2 (略)	2 (略)
五・六(略)	五・六(略)
° )	
、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む	力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
る場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは	定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協
七条第二項(基準第四十二条又は第五十三条において準用す	六項(基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規
び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(基準第二十	並びに当該協力医療機関との契約の内容(基準第二十七条第
おいて準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及	場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名
ニ 基準第二十七条第一項(基準第四十二条又は第五十三条に	ニ 基準第二十七条第一項 (基準第四十二条において準用する
イ〜ハ (略)	イ〜ハ (略)
掲げる事項	掲げる事項
四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に	四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に
一~三 (略)	一~三 (略)
、次のとおりとする。	、次のとおりとする。
第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は	第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は
(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出)	(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出)
改正前	改 正 後
(傍綉前分は改正前分	